

喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市景観条例（平成21年条例第33号。以下「条例」という。）第21条第2項に基づき、喜多方市内において良好な景観の形成等に取り組む団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象者」という。）は、条例第20条第1項の規定による認定を受けた団体、または今後認定を受けようとする団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助対象者が住民協定の締結を目的として行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費及び額は、次に掲げるものとする。

補助対象経費	補助率	補助額等
使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、その他市長が適当と認める経費	1/2以内	上限1万円 ※同一年度において1回の補助とし、合計3回（3年間）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて事業着手予定日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第1号別紙）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、規則第5条により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付指令書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、次のとおりとする。

- (1) 交付決定を受けた補助対象経費の総額に対し20%以内の変更をすること。
- (2) 事業の主要な部分に影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号により市長の承認を受けようとする場合は、喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項の規定に基づき申請を取り下げることができる期日は、事業者が補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、喜多方市まちなみ景観形成推進事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して14日以内、または補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第4号別紙)
- (2) 領収書又は支払いを証する書類
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領した時は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金額確定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けた時は、喜多方市まちなみ景観形成推進事業費補助金交付請求書(様式第6号)により速やかに補助金の請求を行わなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定又は交付条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。